

みなとみらい21地区58街区の開発事業が、 国土交通大臣の民間都市再生事業計画の認定を受けました

みなとみらい21地区を含む「横浜都心・臨海地域」は、平成24年1月に、都市再生特別措置法に基づく「特定都市再生緊急整備地域」に指定されています。

このたび、みなとみらい21地区58街区の「(仮称)横濱ゲートタワープロジェクト」が、国土交通省から民間都市再生事業計画の認定を受けました。

今後も、特定都市再生緊急整備地域に指定されたことによる税制面等のメリットや横浜市独自の制度である企業立地促進条例等の支援策などを活用し、企業立地の促進を図ってまいります。

1. 認定民間都市再生事業計画の概要（別添の国土交通省プレスリリースもご覧ください）

- (1) 認定された年月日 平成30年9月11日
- (2) 認定事業者の名称 鹿島建設株式会社
住友生命保険相互会社
三井住友海上火災保険株式会社
- (3) 都市再生事業の名称 (仮称)横濱ゲートタワープロジェクト
- (4) 事業施行期間 平成31年4月1日～平成33年7月31日（予定）
- (5) 事業区域
 - 1. 位置 神奈川県横浜市西区高島一丁目2番50他
 - 2. 面積 11,812.05 m²

2. 建物の概要

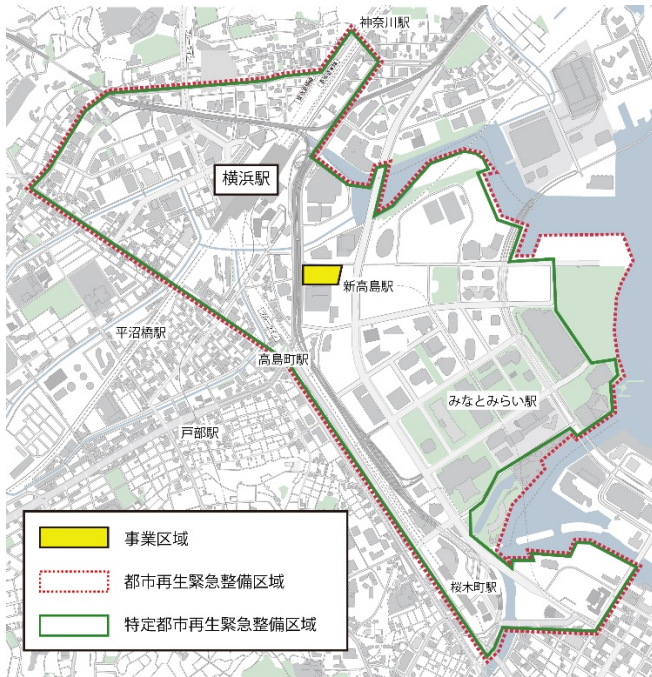
- (1) 主用途 事務所、飲食店舗、物販店舗、
プラネタリウム等
- (2) 規模 地上21階、地下1階
- (3) 建築面積 6,527.00 m²
- (4) 延床面積 86,000.00 m²
- (5) 構成

横浜駅周辺地区からみなとみらい地区への玄関口であり、キング軸の起点にあたる58街区に、様々なビジネスサポート機能を備えた質の高い大規模オフィスビルを建設するものであり、都市軸上に歩行者空間を整備する。歩行者ネットワークの拡充が図られ、地区のにぎわい促進に貢献する。

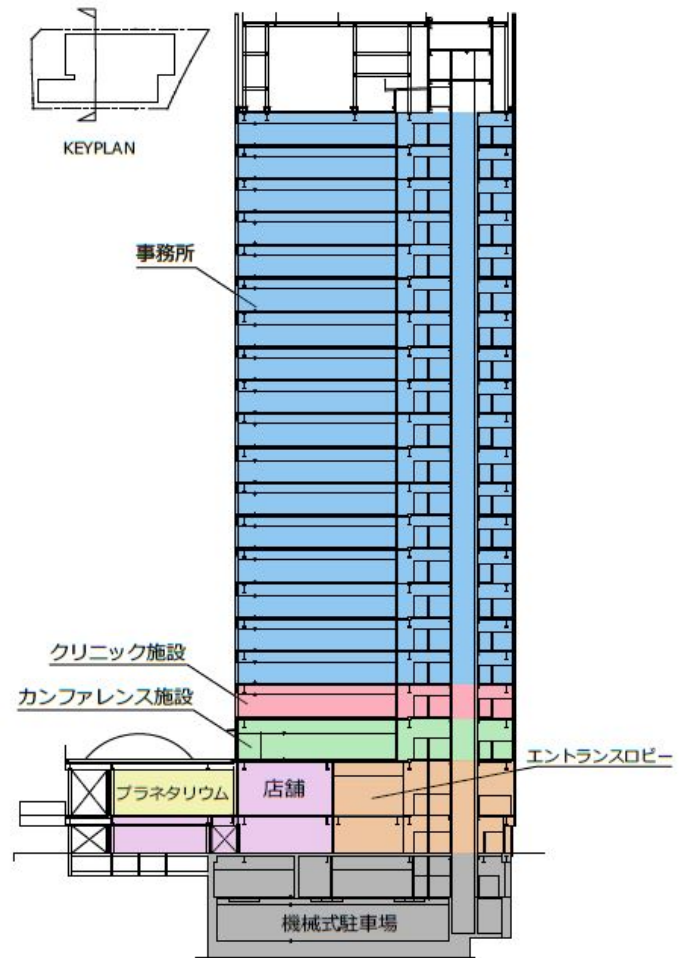


外観イメージ

(裏面あり)



位置図



概要図

(参考)

民間都市再生事業計画とは

都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域（都市開発事業等により緊急かつ重点的に市街地整備を推進し、都市再生の拠点となる地域）内で、国土交通大臣が定める基準を満たした、公共施設の整備を伴う民間都市開発事業で、国土交通大臣の認定を受けた計画のことです。

認定により、不動産取得税、固定資産税等の税制優遇等を受けることができます。

特定都市再生緊急整備地域とは

都市再生緊急整備地域のうち、都市開発事業等の円滑かつ迅速な施行を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進することが都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域のことです。

平成 24 年 1 月に、都市再生緊急整備地域（現在 62 地域）のうち、本市を含む 7 都市 11 地域が、特定都市再生緊急整備地域に指定されました。

お問合せ先	
都市整備局みなとみらい 2 1 推進課長	白井 正和 Tel 045-671-3501